

都内初！

風水害や地震災害時、プラグインハイブリッド自動車を「動く蓄電池」として活用！
トヨタモビリティ東京と電気自動車等からの電力供給に関する協定を締結

と き 令和2年9月1日（火） 13時00分～
と ころ 練馬区役所（豊玉北6-12-1）

1日、区はトヨタ自動車の販売事業者であるトヨタモビリティ東京株式会社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結した。

本協定に基づき、災害時には、プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車の貸与を受け、「動く蓄電池」として避難拠点（小中学校）などの緊急電源に活用する。プラグインハイブリッド自動車を災害時に活用する協定の締結は、都内自治体で初となる。

また、この取組を区民に広く知ってもらうため、区役所本庁舎1階正面玄関前でプラグインハイブリッド自動車（※）からの電力供給のデモンストレーションも実施した。

気候変動の影響から、風水害による停電の懸念や不安が高まっている。避難拠点に事前配備されているガソリン発電機に加え、「電気を取り出すことができる自動車」を確保することで、緊急電源の多元化を進める。今後は、避難拠点での訓練や電気自動車等の普及啓発活動の共同実施など連携を強化していく。

（※）プラグインハイブリッド自動車：ガソリンと電気を燃料とし、電気を取り出すことができる



▲協定締結の様子

【協定の概要】

- (1) 地震や台風等による大規模な停電の発生または発生のおそれがある場合、プラグインハイブリッド自動車（プリウスPHV）等と、外部給電器（車から電気を取り出す機器）を区に貸与
- (2) 自動車と外部給電器は、区が指定する避難拠点等まで事業者が搬送
- (3) 店舗に設置された充電スタンドの区優先利用
- (4) 災害時協力登録車制度（区民ボランティア）の周知協力
- (5) 電気自動車等の普及に関する広報活動への協力（イベント出展等）



▲デモンストレーションの様子

参考① 災害時協力登録車制度

区民や事業者が所有する電気自動車等を、災害時に避難拠点などの緊急電源として活用する区民ボランティア制度（平成30年創設）。震度6弱以上の地震が発生した際、あらかじめ指定された避難拠点に電気自動車等で参集する。

参考② 区の電気自動車などの活用状況

区では、低燃費・低公害で環境に配慮した車の導入を推進している（電気自動車11台、燃料電池自動車2台）。平常時は現場対応などの通常業務、災害時は避難拠点などの緊急電源として使用する。避難拠点のうち医療救護所（軽症者の応急処置を行う。全10箇所）には、外部給電器を配備した。

「電気自動車等からの電力供給に関する協定」は、平成30年締結の日産自動車に続き2例目。今回のトヨタモビリティ東京との協定締結により、電気自動車、燃料電池自動車に加え、プラグインハイブリッド自動車からの緊急電源を確保する体制を整えた。災害時は、区、事業者（協定）、区民（災害協力登録車）の電気自動車等を緊急電源として活用する。

【問い合わせ】

練馬区 環境課 環境計画推進係 電話03-5984-4702